

# 珠洲市オーガニックビレッジ協議会 規約

## (名 称)

第1条 本会は「珠洲市オーガニックビレッジ協議会」と称する。

## (事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を珠洲市産業振興課内(珠洲市上戸町北方1字6番地の2)に置く。

## (目 的)

第3条 協議会は、有機農業の推進を通じて「有機農業に関するスキルアップ」、「堆肥等有機資材の供給体制の整備」、「有機農産物の安定した販売価格と販売ルートを構築」、「品質の高い有機農産物の集荷体制の構築」といった課題に取り組むことで、珠洲市の基幹産業である一次産業の振興を図ることを目的とする。

## (事 業)

第4条 協議会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 有機農業の参入希望者に対する指導・助言
- (2) 有機農業の推進に係る調査事業
- (3) 有機農業で使用する優良な資材及び栽培技術の開発事業
- (4) 有機農業経営安定のための技術実証圃場の設置
- (5) 有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進活動
- (6) 消費者等に対する普及啓発及び有機農業者と消費者等との交流活動
- (7) 有機農業技術を習得するための実践研修の実施事業
- (8) 有機農業者の契約栽培の促進事業
- (9) 有機農業への参入促進を図るための相談体制の整備事業
- (10) 有機農業実施計画の策定及び策定に向けた検討会の開催
- (11) その他この事業の目的を達成するために必要な取組

## (構成員)

第5条 協議会は、別表1に掲げる団体又は個人をもって組織する。

2 協議会へ入会しようとするものは入会申込書を会長に提出しなければならない。

## (活動区域)

第6条 協議会の区域は、珠洲市とする。

## (役員の数)

第7条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 : 1名
- (2) 副会長 : 1名
- (3) 監 事 : 1名

(選任)

第8条 会長、副会長、監事は総会において構成員から選任する。

(役員職務及び任期)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査し、不正な事実を発見したときは、これを協議会に報告する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 5 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面によって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(顧問)

第12条 協議会は、必要に応じて顧問を若干名置くことができる。

(総会)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - 一 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - 二 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 協議会は、必要があると認めたときは、国又は府の関係機関その他の会員以外の者の出

席を求め、意見を聞くことができる。

(総会の議決方法)

第15条 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

- 2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- 二 事業報告及び収支決算に関すること。
- 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 四 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第3項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(事務局)

第18条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長及び会計を置く。
- 3 事務局長及び会計は、構成員の中から会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 会計は協議会の会計を処理する

(業務の執行)

第19条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、会計処理規定によるものとする。

(事業費)

第20条 事業費は、補助金、負担金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第23条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の15日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業計画書
- 二 収支計画書

(協議会が解散した場合の地位の継承)

第24条 協議会が解散した場合には、AMトレーディング株式会社にその地位を継承するものとする。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第25条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、総会の議決をもって協議会の目的と類似の目的を有するほかの団体に寄付するものとする。

(規約の改廃)

第26条 本会規約は総会の議決により改廃される。

**【附則】**

本規約は令和5年3月28日から施行する。

別表 1

構成員
<ul style="list-style-type: none"><li>・瀬法司農園</li><li>・農事組合法人こうぼうアグリ</li><li>・浦野農園</li><li>・SUZU 合同会社</li><li>・珠洲市役所</li><li>・ベジュール合同会社</li><li>・AM トレーディング株式会社</li></ul>